

# 発達障害がある学生の保障に関する一考察

## —実務の現場からみる保険の限界と可能性—

2016年10月30日 立命館大学

藤本 昌 (ふじもと・まさる)

(全国大学生協共済生活協同組合連合会)

1. はじめに(自己紹介)
2. 問題意識(保険者※<sub>1</sub>への問いかけ) 【導入】
3. 発達障害学生※<sub>2</sub>のリスクに保険※<sub>3</sub>対処する意義 【考察Ⅰ】
4. 発達障害学生のリスクへの保険対処の可能性 【考察Ⅱ】
5. まとめに代えて(保険者への期待)

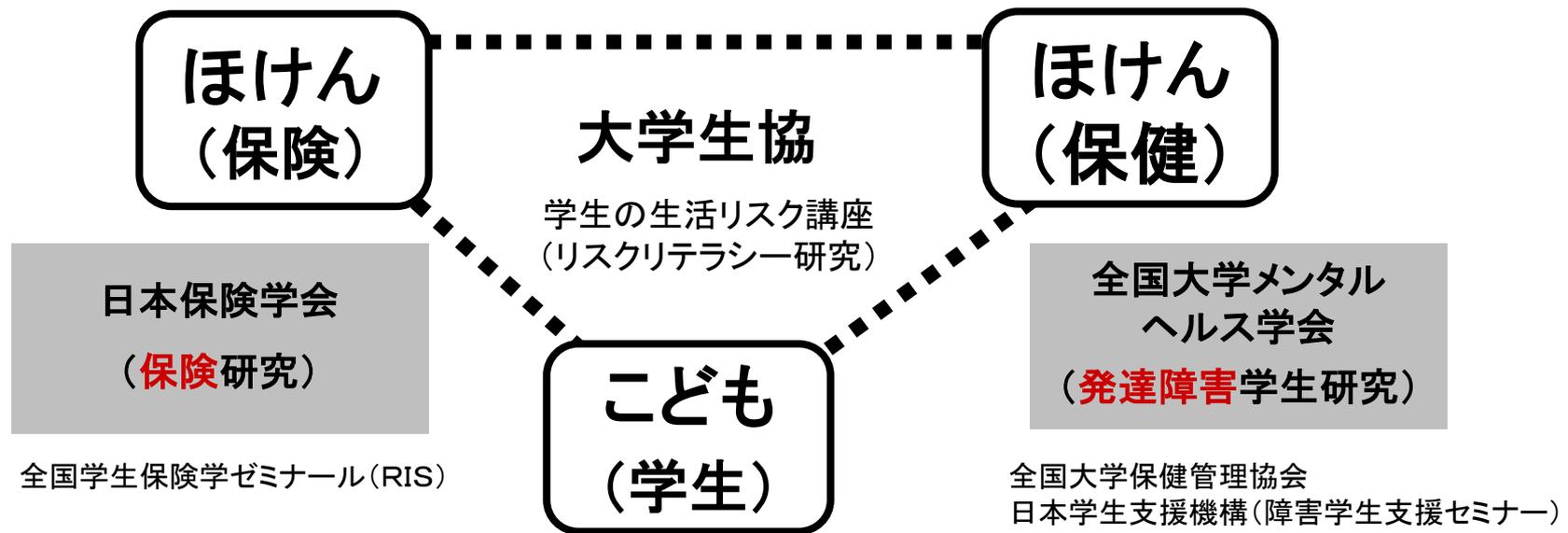
※1: 保険法(第二条第二項)の保険者(共済団体等含む)  
※2: 発達障害がある学生(高等教育機関に在籍する学生等)  
※3: 保険法上の保険(第二条第一項の保険契約)

## 先行研究

「発達障害学生を対象とした保険」の先行研究を探し出すことはできなかった。

# 1. はじめに (自己紹介)

藤本 昌 (ふじもと・まさる) (神戸大学経済学部第二課程(夜間部)卒)



## 《報告者の仕事 & 保険研究の礎》

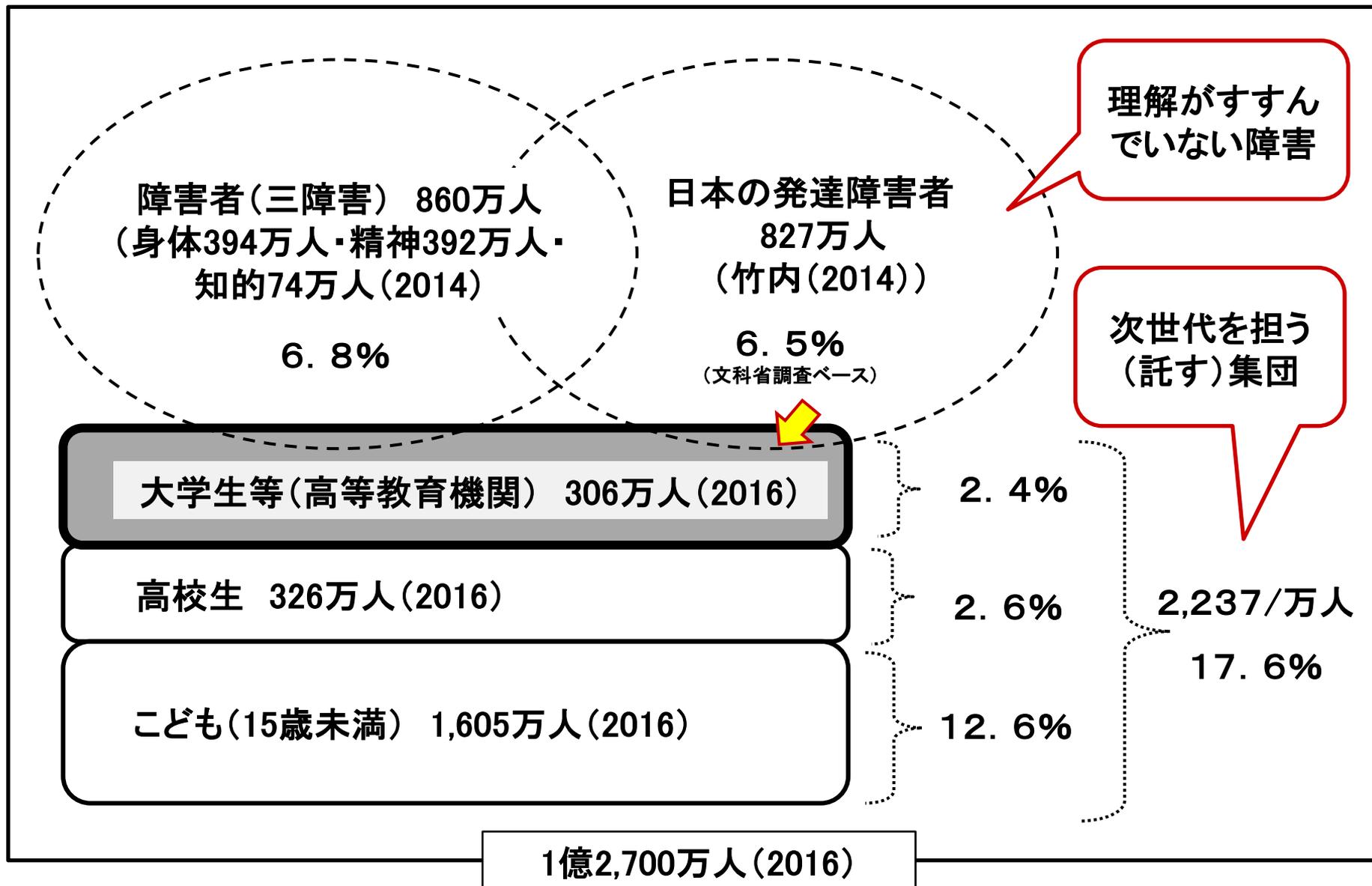
学問研究の対象として保険をとりあげる以上、その対象規定は厳密でなければならないとの意見にも一理はある。

しかし、われわれにとって **ヨリ重要なことは、生きた制度としての保険**が、現実の経済社会の中でどのような働きをしているかを見極めることであり、さらに具体的にいうならば、今日の日本の現状の中で**保険制度がもつ意味**を明らかにし、将来の国民多数の福祉のために、その**あるべき姿を探る**ことなのである。

【出典】水島一也(1983)『現代保険経済』 p.1

## 2. 問題意識(導入)

## 今回の発表報告の対象とする領域



障がい？

障碍？

障害？

ある？ 持つ？

身体障害？

知的障害？

KYさん？  
(空気読めない)

アスペくん？  
(自閉症スペクトラム障害)

精神病？  
(治らない？)

神経症？  
(治る？)

心因性？  
(精神疾患？ 病気？)

内因性？  
(性格？)

外因性？  
(子育て？ 家庭環境？)

精神障害？

発達障害？

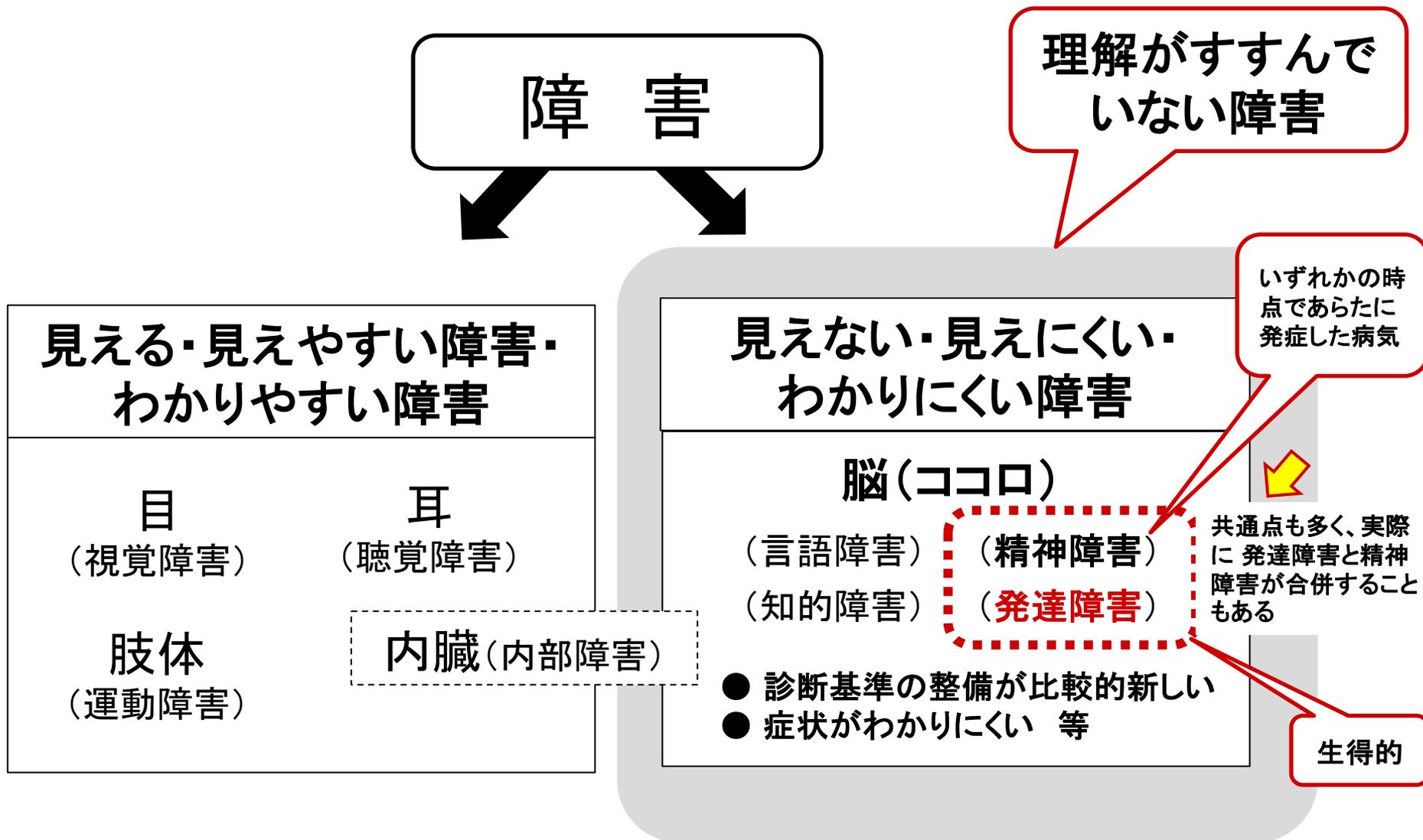
愛着障害？

就職に不利？  
(精神科治療歴)

保険に入れない？  
(精神科治療歴)

パラリンピックやスペシャル  
オリンピックスで感動！

【出所】 報告者作成 5



今、大学では「障害学生のための対応」がすすんでいる



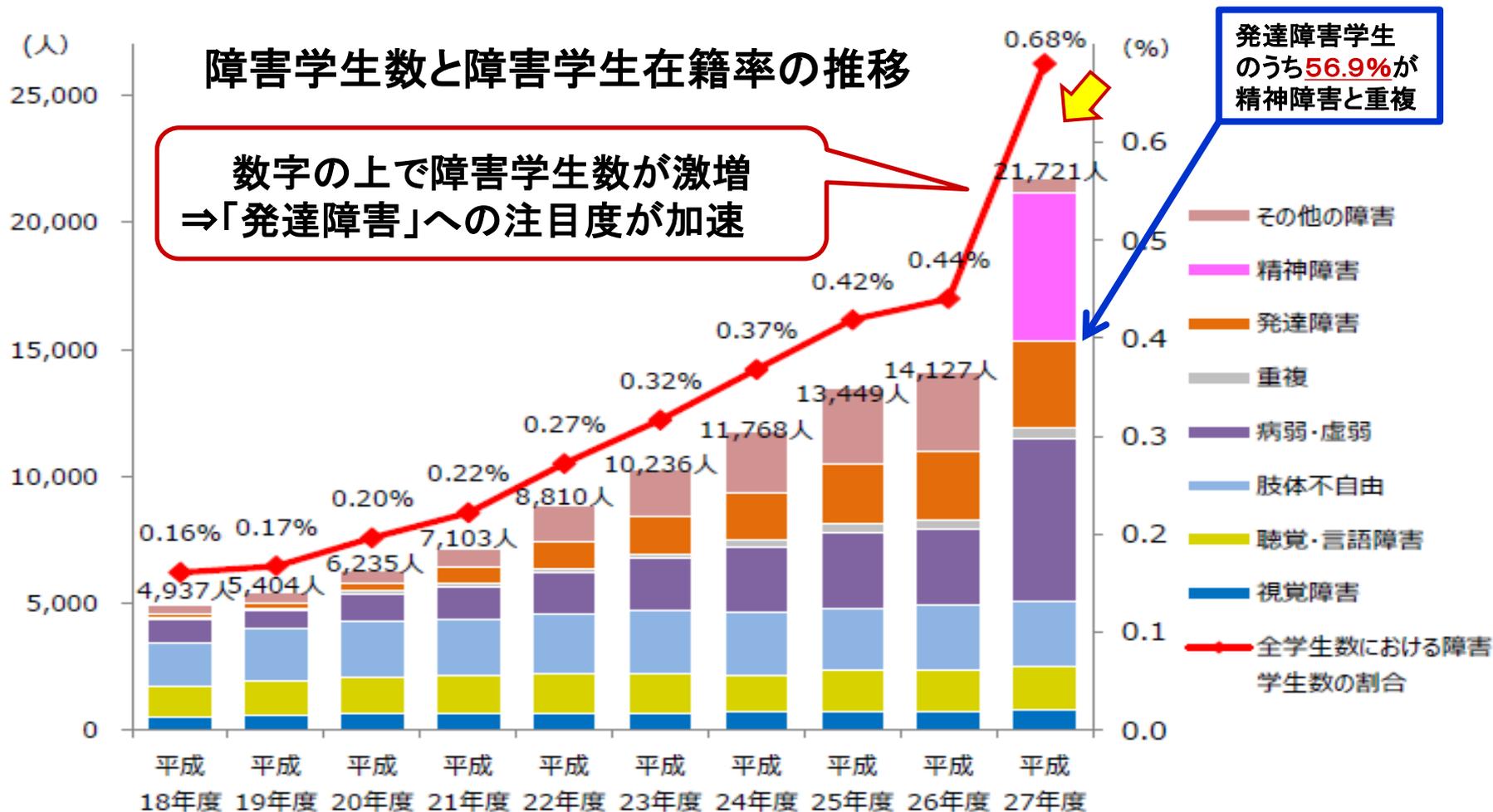
●「**不当な差別的取扱の禁止**」⇒**国公立大学および私立大学:義務**  
(障害を理由とする不当な差別的な取扱いを禁止してはならない。)

●「**合理的配慮の提供**」⇒**国公立大学:義務、私立大学:努力義務**  
(障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、日常生活や社会生活を送る上でのバリア(障壁)を取り除くため、合理的な配慮を行わねばならない。)

### ●大学内で整備すべき体制

- ① 相談窓口の設置、② 学内での第三者的組織の設置、③ 学内での研修・啓発、④ ウェブページ等での情報公開、⑤ 環境の整備(バリアフリー化など)

「統計的」には、近年、発達障害がある学生が急増している



## 2. 問題意識(導入)

# 保険と障害の「接点」を考えてみる

### ●「情報の非対称性」と「パーセプション・ギャップ(認識のずれ)」



情報優位者

「保険」⇒ 保険者

「障害」⇒ 生活者

「適合性の原則」※にも影響

※金融商品取引業者が、顧客に対して無理な勧誘、販売をしないように定めたルール

### ●報告者が注目する2つの論文

勝野義人(2016)

「精神障害免責に関する一考察」

(『保険学雑誌』第633号)

保険者の精神障害免責のあり方

- 「精神障害」は「危険に対する予知・回避能力の有無」という基準に従い、個別具体的かつ制限的に検討されるべきとの指摘
- 約款規定の並び方や精神障害に対する消費者の違和感への言及

⇒精神障害免責規定にみる保険者と消費者のパーセプション・ギャップを問う論文

苗村育郎(2016)

「国立大学における発達障害を有する学生の頻度と諸問題」

(平成27全国大学メンタルヘルス研究会報告書)

障害学生の将来と高等教育のあり方

- 国立大学に15%程度の発達障害を有する学生が存在する現実の指摘
- 院生を増やす国策と発達障害学生に対する誤った進路指導への言及

⇒発達障害学生の実態を通じて、大学院のモラトリウム化等にみる高等教育のあり方を問う論文<sup>9</sup>



## 「発達障害」とは

発達障害者支援法第2条において、発達障害は、「自閉症スペクトラム障害(ASD)」、(限局)学習障害(SLD)、注意欠如/多動性障害(AD/HD)、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義される。

(発達障害者支援法における定義 第二条より。  
一部、報告者加筆))

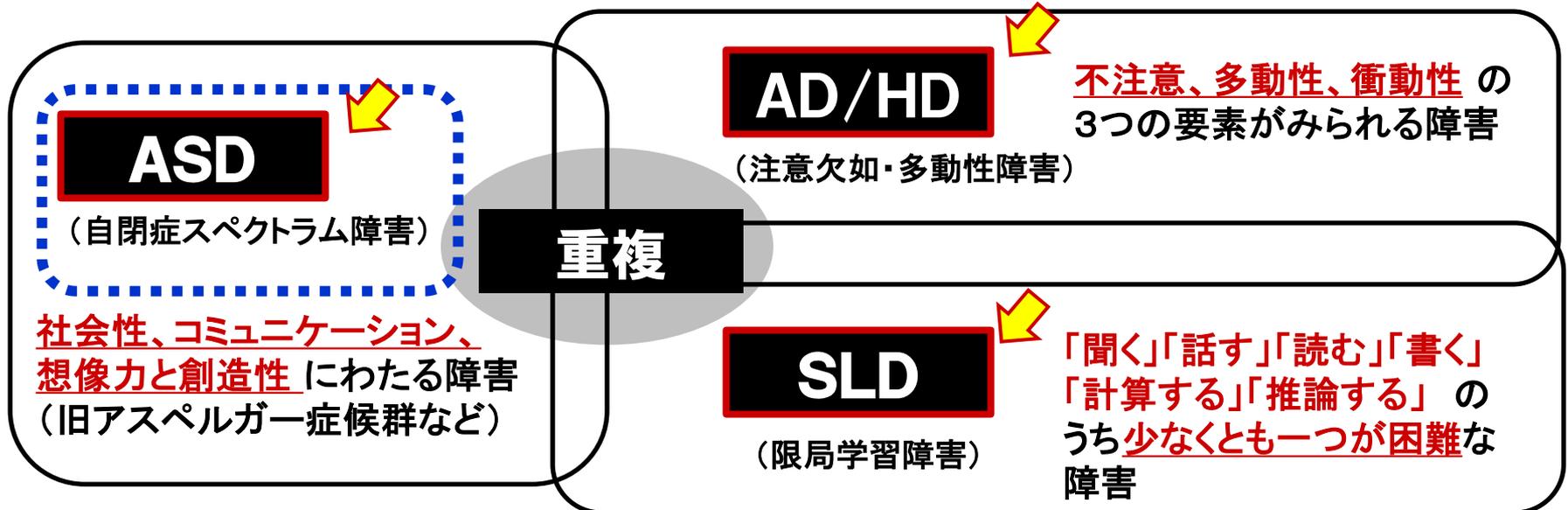
## 「精神障害(者)」とは

「精神衛生福祉法」

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者。

「障害者基本法」

精神疾患があるため継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者。



【出所】 竹内吉和(2014)『発達障害を乗り越える』等をもとに報告者作成

「発達障害」は、「脳機能の障害等が原因で、読み書きや対人関係を築くことが苦手な特徴がある障害」

## 2. 問題意識(導入)

# 学生に圧倒的に多い発達障害は「ASD」

平成 27 年度の発達障害（診断書有）学生数は、3,442 人で、平成 26 年度（2,722 人）より 720 人増加している。発達障害の中では、ASD の学生数が最も多く、平成 26 年度から比較した伸び率は ADHD が最も高い（前年度比 154%）。

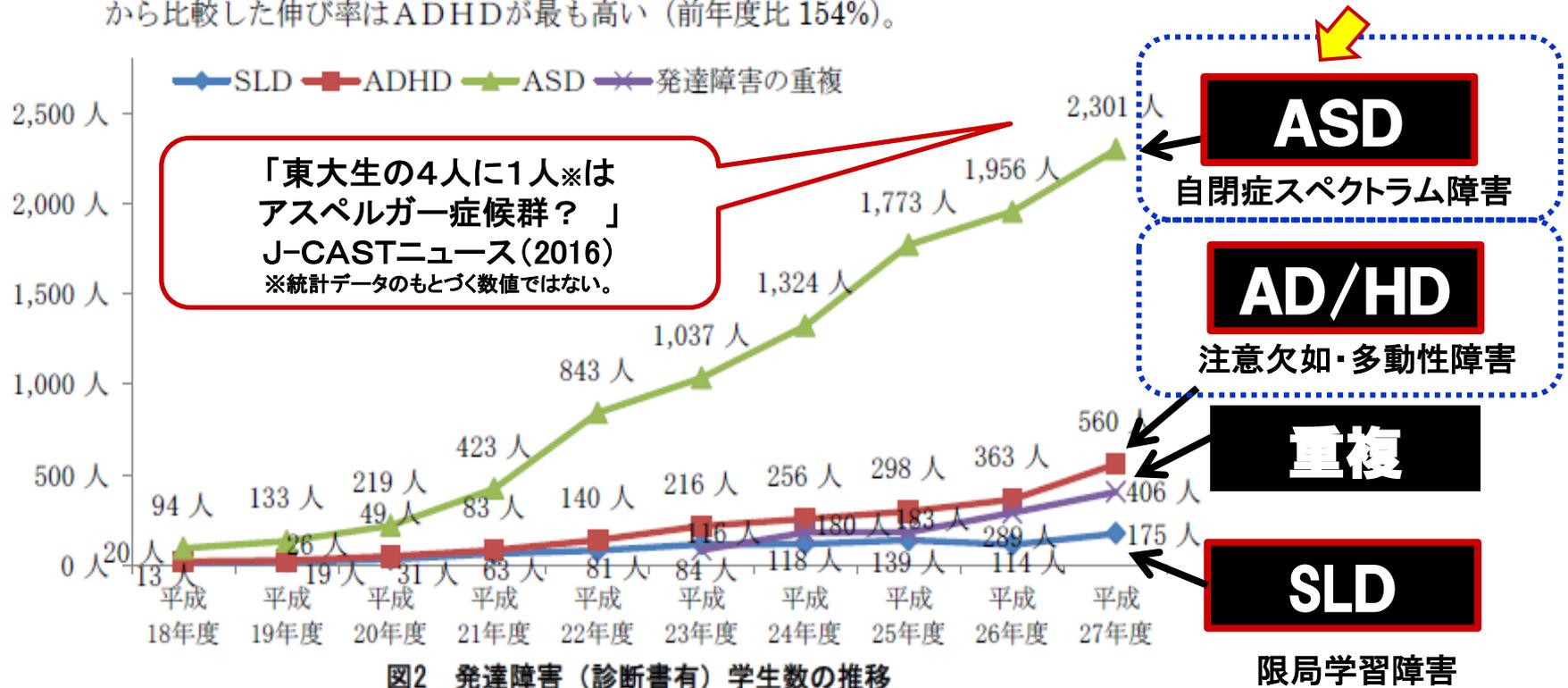


図2 発達障害（診断書有）学生数の推移

- ※1 ASD：自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害（旧高機能自閉症等：高機能自閉症及びアスペルガー症候群）  
ADHD：注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害（旧注意欠陥／多動性障害）  
発達障害の重複：ASD、ADHD、SLDのいずれかが重複している者  
SLD：限局性学習症／限局性学習障害（旧LD：学習障害）

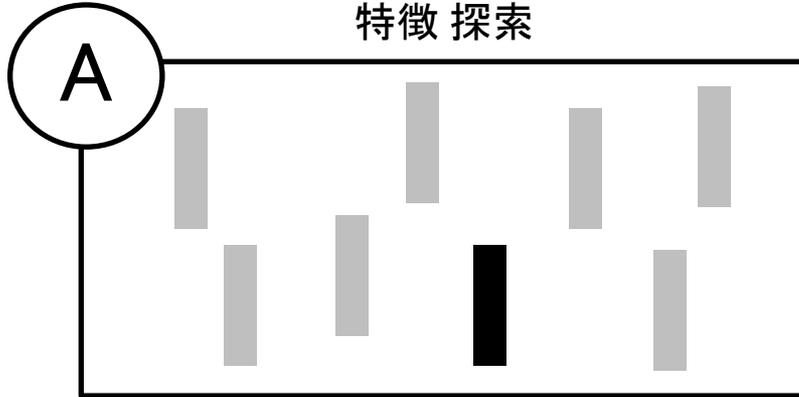
## 2. 問題意識(導入)

# ASD(自閉症児)の感覚を体験してみる

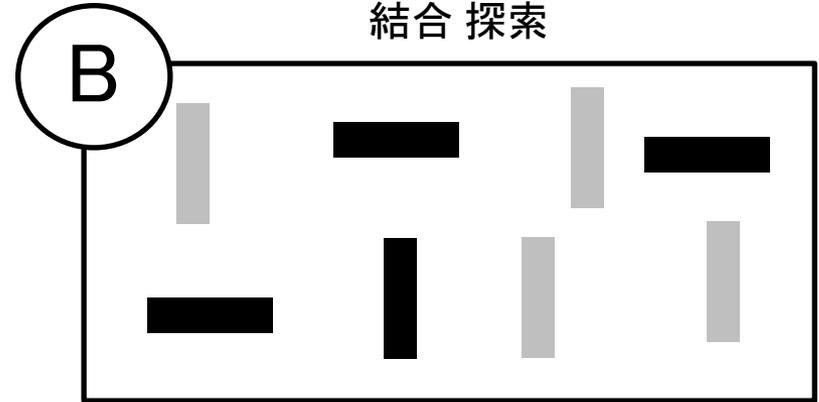
### ASD

A・B 2つの図の中の **黒い縦棒** を探してみる

特徴探索



結合探索



自閉症児は、特殊探索と結合探索の切り替えに問題がある。なぜなら特徴探索と結合探索で、成績の違いが見られないからである。特徴探索は通常だが、結合探索がむしろ速くなる傾向にある。

【出所】 山口真美(2016)「発達障害の素顔」p.74をもとに報告者作成

## ASDの人が活躍する場面を想像してみる

「ピュア&フェア」な特徴を活かして、自分の意思で完結できる仕事？

自閉症スペクトラム障害があったとされる「歴史上の人物」	モーツァルト    アインシュタイン    ピカソ 織田信長
自閉症スペクトラム障害がある人の「適職」	精密機械のメンテナンス    飛行機整備士    大学教授 経理担当    芸術家    絵画／古美術修復師    宝石鑑定士 翻訳家    コンピュータ・プログラマー    シンクタンク研究員

【出所】 ニッセイ基礎研究所 米澤 慶一(2012)「発達障害について考えるー共に生きる社会の構築ー」(『NLI Research Institute REPORT January 2012 (PP.18-27)』)をもとに報告者作成

### <小括>

生きた制度としての保険が、現実の経済社会の中でどのような働きをしているかを見極めるために、「**発達障害学生のための保険対処**」を真摯に検討すべきである。

### 保険者への問いかけ

理解がすすんでいないとされる精神障害や発達障害への対処は、「**社会保障(自立支援医療)の領域**」として**他人事**になっていないか？

≡ 「**マイノリティ**にとっての(私)保険をどう考えるか？」

≡ 「(私)保険は**健常者のためだけ**にあるのか？」

### 3. 発達障害学生のリスクに保険対処する意義(考察Ⅰ)

「発達障害があっても保険に入れるのか？」という質問を受けて

#### 考察Ⅰ

## 発達障害学生のリスクに保険対処する意義

#### 「発達障害学生のリスク」の定義

発達障害学生 ならびにその疑いのある学生の生命や健康、勉学研究、ならびにそれらの環境に望ましくない結果(自殺・消極的な休学・退学・留年等)をもたらす可能性

【出所】 奈良由美子(2011)『生活リスクマネジメント』p.233をもとに報告者作成

学生の「**発達障害と消極的な休学・退学・留年・自殺の関係**」を考える

高等教育機関の立場より「**発達障害学生の特徴**」をまとめる (小括)

発達障害学生の「**危険に対する経済準備**」の視点で保険を考える

「**生きた制度**」、「**あるべき姿**」の視点より、**保険対処の意義**を考える

結論

### 3. 発達障害学生のリスクに保険対処する意義(考察 I)

#### 学生の発達障害と消極的な休・退学・留年や自殺との関係を考える

発達障害を理由とする 国立大学の学生の 休学・退学 は、2008 (平成20)年の調査と比べ、2013(平成25)年度は、休学者は1.4%から6.9%へ、退学者は1.8%から10.1%へと大きく増加している。

(理由)

- ①発達障害と診断される学生が増えたこと。
- ②発達障害学生が大学に入学しやすくなったこと。
- ③入学はしたものの学業継続が困難となった学生が存在すること。

また、自殺学生(71人)のうち、休学歴(16人/22.5%)・留年歴(22人/31.0%)のある学生は一般学生に比べてかなり高かった。

【出所】 全国大学メンタルヘルス研究会「大学における休・退学・留年学生に関する調査(第36報 平成25(2013)年度調査結果)」をもとに報告者作成

発達障害学生の休学・退学・留年を減らすこと ≡ **自殺学生の減少**

### 3. 発達障害学生のリスクに保険対処する意義(考察 I)

#### 〔関連資料〕 学生の自殺・入院の実態(原因別) 2015年4月～2016年3月

(単位:人)

死 亡			入 院 (1日以上)			加入者数 (性別:割合)
自 殺	精神障害 (病気)	その他	病 気		事 故	
			精神障害	精神障害以外		
56	20	55	401	7,864	2,998	624,685  (男性:62.2%) (女性:37.8%)
42.7%	15.3%	42.0%	3.6%	69.8%	26.6%	
58.0%			8,265	2,998		
男性:75.0% 女性:25.0%	男性:76.0% 女性:24.0%	男性:49.1% 女性:50.9%	男性:65.2% 女性:34.8%	男性:79.4% 女性:20.6%		
平均入院 日数		53.4日	9.5日	(スポーツ事故) 7.6日～16.4日※ (交通事故) 11.3日～26.2日※ ※競技・乗用具の 形態別集計による。		

### 3. 発達障害学生のリスクに保険対処する意義(考察Ⅰ)

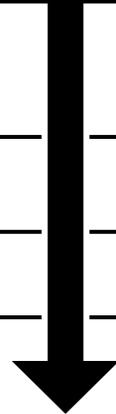
#### 高等教育機関の立場より「発達障害学生」の特徴をまとめる

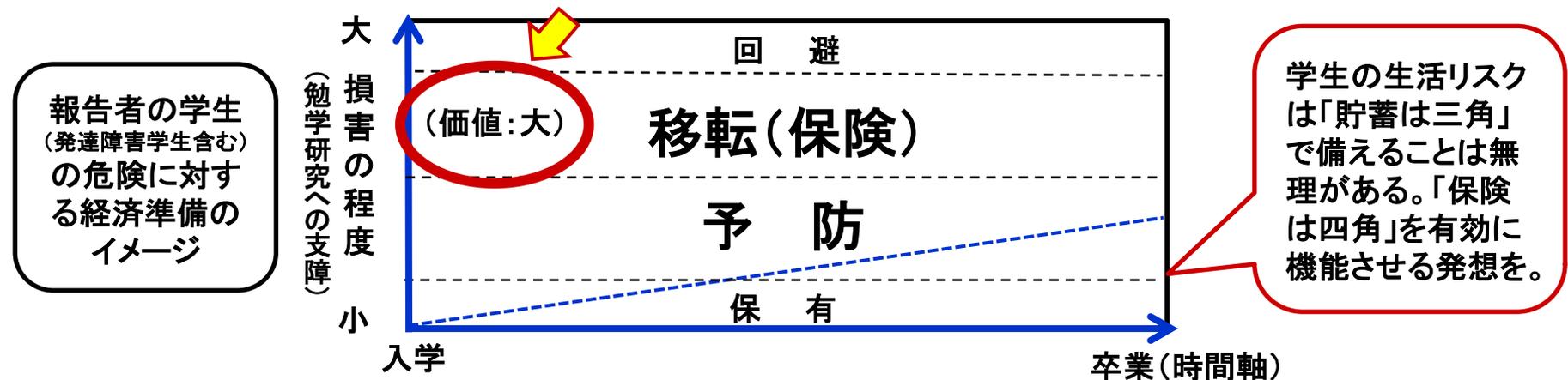
##### <小括>

- 日本の高等教育機関には、一般学生と区別が困難な発達障害学生が相当数存在している。
- 発達障害がある学生の半数強に、精神障害との重複が認められる。
- 発達障害学生は、自殺・消極的な休学・退学・留年等の勉学研究にとって望ましくない結果をもたらす可能性が高い集団といえる。

### 3. 発達障害学生へのリスクに保険対応する意義(考察 I)

#### 発達障害学生への「危険に対する経済準備」の視点で保険を考える

報告者の思考の優先順位  	第1の方法	 予防	事前予防・早期治療につながる提案 (セルフチェック、学生相談室の利用等) 自立支援医療(精神通院医療費の公的負担)の周知徹底・利用促進
	第2の方法	回避	過度なストレスを上手く避ける提案
	第3の方法	保有	ストレスと上手く付き合う提案
	第4の方法	 移転 (保険)	最悪の事態に陥らないための 「最後の砦」としての保険提案



### 3. 発達障害学生のリスクに保険対処する意義(考察 I)

「生きた制度」「あるべき姿」の視点より、保険対処の意義を考える

(視点)

**生きた制度**としての保険が、現実の経済社会の中でどのような働きをしているかを見極める (水島(1983))

保険制度がもつ意味を明らかにし、将来の国民多数の福祉のために、その**あるべき姿**を探る (水島(1983))

#### ● **誰のための保険か？**

発達障害学生ならびにその疑いの可能性があるすべての学生(家族)ならびに学生が在籍する高等教育機関(大学等)のため

#### ● **何のための保険か？**

学生の生活リスクに対処し、卒業まで勉学研究を支援するため

### 3. 発達障害学生のリスクに保険対処する意義(考察 I)

#### <結論>

- 「保険を**生きた制度**として機能させて、発達障害学生を含む全ての**学生のために何らかの社会貢献**を行うこと」が、保険の本来あるべき姿といえる。
- 保険を事後の移転だけではなく、**事前の予防提案**と一体的な存在と捉え、危険に備える経済システムとして**総合的に機能**させる意義は大きい。

## 4. 発達障害学生へのリスクへの保険対応の可能性(考察Ⅱ)

「発達障害があっても保険に入れるのか？」という質問を受けて

### 考察Ⅱ

## 発達障害学生へのリスクへの保険対応の可能性

- 現在の発達障害学生を保険制度が成立する危険集団とみなせるか？ (既存の保険の限界の見極め)

「危険に関するなんらかの標識にもとづく分類」により、発達障害学生(恐れがある学生を含む)を抽出し、「ほぼ同質のリスクをなるべく多数集めた集団」とみなせるか」に関する水島(1983)を踏まえた考察。

- 発達障害学生を含む学生の勉学研究を阻害するリスクに対処できる保険は存立し得るか？ (将来の保険の可能性の追求)

積極的な立場より「発達障害のリスクと向き合う既存商品」、消極的な立場より「発達障害の関心の深い精神障害が免責事由とされる理由」を踏まえた考察。



結論

## 4. 発達障害学生のリスクへの保険対処の可能性(考察Ⅱ)

### 水島(1983)『現代保険経済』の「保険存立要件」を復習してみる

そもそも「保険」とは

保険技術上の条件を満たす「**保険可能なリスク**」(多数経済主体の結合を前提として、保険の技術的基礎である大数法則を利用した集団内の危険の平均化(統計的把握)でき、かつ金銭への見積もりが可能なリスク)に対してのみに機能する「予防」「回避」「保有」に次ぐ第四の危険への対処方法で、「**前払確定保険料主義**」に立脚する集団的経済準備の一形態。



「保険存立の要件」とは

**保険可能なリスク**の数量的表現である純保険料部分において、個々の保険関係に給付反対給付均等の原則が成立する場合に、保険経営全体における不可欠な要素として「**事前的思考に立つ収支の均衡**」という点を特徴とする収支相等原則という結果が導かれること。

# 4. 発達障害学生へのリスクへの保険対応の可能性(考察Ⅱ)

## 発達障害学生は「保険可能なリスク集団」とみなせるか？①

### 発達障害学生の集団イメージ

日本学生支援機構  
の実態調査による

米国の発達障害  
学生は全学生の  
1.89%  
(日本の約10倍)  
小笠原(2016)

発達障害学生  
3,424人  
(2015)

重複  
56.9%

精神障害学生  
5,889人  
(2015)

日本の全学生の0.19%(2014)

障害学生 21,721人(全学生の0.68%)(2015)

3,185,767人(2015)

日本の高等教育機関(大学・短期大学・高等専門学校)の学生

発達障害学生の割合  
(国立大学で15%程度)  
苗村(2016)

【出所】 日本学生支援機構HP、小笠原哲史(2016)「高等教育機関における日本と米国の発達障害学生支援の比較」、苗村育郎(2016)「国立大学における発達障害を有する学生の頻度と諸問題」等をもとに報告者作成 )

## 4. 発達障害学生へのリスクへの保険対応の可能性(考察Ⅱ)

### 発達障害学生は「保険可能なリスク集団」としてみなせるか？②

#### 発達障害学生を分類する主な指標 危険に関するなんらかの標識(水島)

診断 (検査)	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>DSM-V</b> (アメリカ精神医学会の精神障害の分類)</li><li>● <b>ICD-10</b> (世界保健機構の疾病及び関連保健問題の国際統計分類)</li></ul> <p>※上記2つは、日本を含む<b>世界の代表的な診断基準</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● ADOS-2 (自閉症スペクトラム評価のための半構造化観察検査)</li><li>● ADI-R (自閉症診断面接検査改訂版)</li><li>● WAIS-III (成人向け知能検査)</li><li>● AQ-J (AD/HDとASDの優位を調べる検査)</li><li>● MSPA (船曳准教授を中心に開発された特性別評価法)</li><li>● 新版K式発達検査2001 (発達検査)</li><li>● 改訂日本版デンバー発達スクリーニング検査 など</li></ul>
調査	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある就学支援に関する実態調査」 (日本学生支援機構)</li><li>● 児童・生徒理解に関するチェックリスト (文部科学省) など</li></ul>

## 4. 発達障害学生へのリスクへの保険対応の可能性(考察Ⅱ)

### 「発達障害学生を危険集団とする保険」は存立できるか？①

#### 積極的な立場より

理解がすすんでいないリスク集団と向き合う保険者の姿勢は注目に値する。

#### 報告者が注目している2つの商品を見る

##### ●大学生協共済連の「学生総合共済」(制度共済)

##### (精神障害を他の疾病と区別しない)「学生のため」の共済

(24時間365日、臨床心理士等が対応する「からだところの無料相談」をできるサービス付帯)

<加入条件> 大学生協(共済連の会員生協)の学生組合員

⇒ 60万人以上の保険集団を形成する制度共済(協同組合保険)

##### ●ぜんち共済の「ぜんちのあんしん保険」(少額短期保険)

##### 「知的障害や発達障害のある方と家族のため」の保険

(被害事故解決目的の弁護士費用、個人賠償責任、病気・ケガの入院等を保障)

<加入条件> ※満5歳～満74歳まで(プランによる)

①知的障害、発達障害、ダウン症、てんかんのある人と家族、親族

②引受保険会社が認める人、団体・施設・企業に所属している役職員の人とその家族

⇒ 4万人以上の保険集団を形成する少額短期保険

## 4. 発達障害学生へのリスクへの保険対応の可能性(考察Ⅱ)

### 「発達障害学生を危険集団とする保険」は存立できるか？②

#### 消極的な立場より

理解がすすんでいない領域の対象者を危険選択することは、保険者(金融商品取扱事業者)としては当然。

### 多くの保険で「精神障害」が免責事由とされる理由を考える

#### ●「公平性」を担保できない(再発可能性・自殺リスク)

再発可能性や自殺リスクが高いといわれている精神障害がある被保険者とする集団は、他の健常者といわれる集団との危険差が大きく、公平性を欠くと判断できるため。

#### ●制度を安定的に運営できない懸念がある(不正請求)

精神障害がある被保険者とする集団は、不正請求による制度の安定的運営への支障が懸念されるため。

#### ●前払確定保険料の算出が困難である(保険設計)

事前的思考に立ち、精神障害に起因するリスクを科学的に分析し、保険可能なリスクに対処する前払確定保険料を算出することが困難であると判断できるため。

#### ●公的保障と領域調整がされている(分野調整)

精神障害への保障は自立支援医療※の公的な領域と判断できるため。

※精神科の病気で治療を受ける場合、外来への通院、投薬、訪問看護などについて、健康保険の自己負担のお金の一部を公的に支援する制度(原則1割負担)(すべての精神疾患による「通院」治療が対象)

# 4. 発達障害学生へのリスクへの保険対応の可能性(考察Ⅱ)

## 原点に立ち返り、「保険可能なリスク集団」について考えてみる

### 疾病保険

現在、タバコを吸っている

過去にタバコを吸っていた

現在までタバコを吸ったことがない

### 傷害保険

毎日激しい運動をしている

時々、運動をしている

全く、運動をしていない

### 賠償保険

毎日、自転車に乗っている

時々、自転車に乗っている

全く、自転車に乗らない

多くの保険者は、**ほぼ同質のリスクをなるべく多数集めた集団**とみなし(保険可能なリスク集団と判断して)保険対応している。

#### 【報告者の疑問】

事前的思考による前払確定保険料主義に立脚する近代保険は、あらゆる保険商品について適正に機能しているのだろうか？

発達障害がある学生

発達障害の恐れがある学生

発達障害がないと思われる学生



## 4. 発達障害学生への保険対応の可能性(考察Ⅱ)

### <結論>

**発達障害学生**を「**保険可能なリスク集団**」として**保険対応**することには**限界**がある。

理由:

発達障害学生を分類する指標は複数存在するが、それらの診察結果・検査結果・調査結果には差異が生じる懸念があり、現時点においては「科学的な根拠をもった分類」と判断できないから。

**全学生**を対象とするならば、発達障害学生のリスクにも「**限定的**※」に**保険対応**できる**可能性**はある。

※本来の学生のための保障とは言い難く、保険制度としての公平性にも影響が懸念される**死亡の高額保障**や**復学が期待できない長期入院等を除く**保障を中心に設計することを意味する。

理由:

相当数の学生が、発達障害学生となる可能性があると考えられるから。

### 保険者に向き合ってほしいこと

1. 「**精神科治療歴**」の再評価 ※精神科医療自体を拒絶する社会の再考  
(就職時の採用基準や保険加入時の危険選択基準の再評価)
2. 「**精神障害免責**」に対する生活者の納得感(免責条項の取扱配慮)
3. 「**公的保障・公的相談窓口**」等の情報提供(関連情報の積極的提供)
4. 「**発達障害学生を含む学生専用商品**」の開発と運営

商品開発  
のヒント

#### 報告者が考える発達障害学生に必要な保障

～学生を深刻な事態に追い込まないための予防の観点重視の設計～

- ◎精神障害による通院・投薬・カウンセリング費用
- ◎復学が見込める短期入院・自宅療養
- ◎予防目的の付帯サービス(心の悩みの相談等)
  - × 死亡(学生でなくなるため) × 退学後の保障(学生でなくなるため)
  - × 復学が見込めない長期入院(学生でなくなる可能性が大きい)

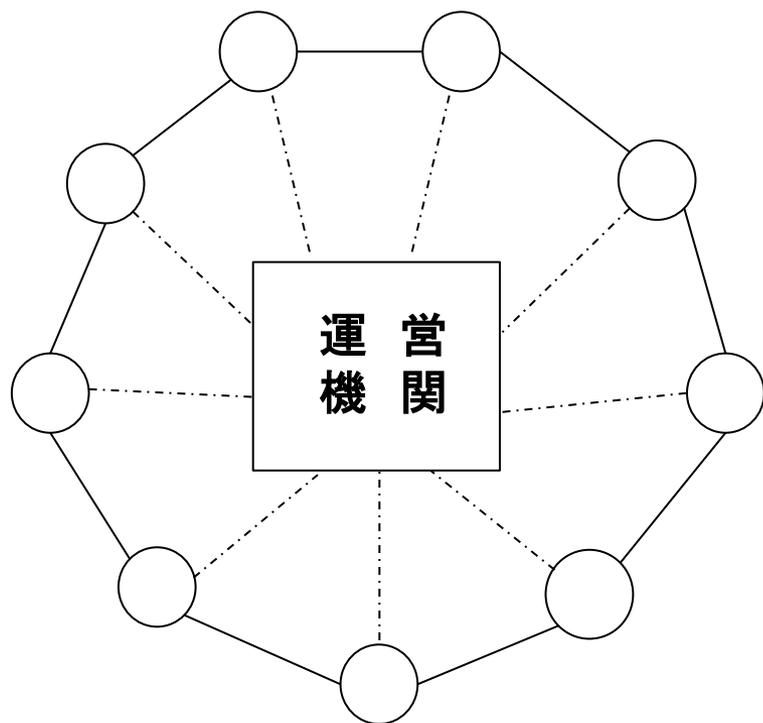
# 5. まとめに代えて ～保険者への期待～

制度運営  
のヒント

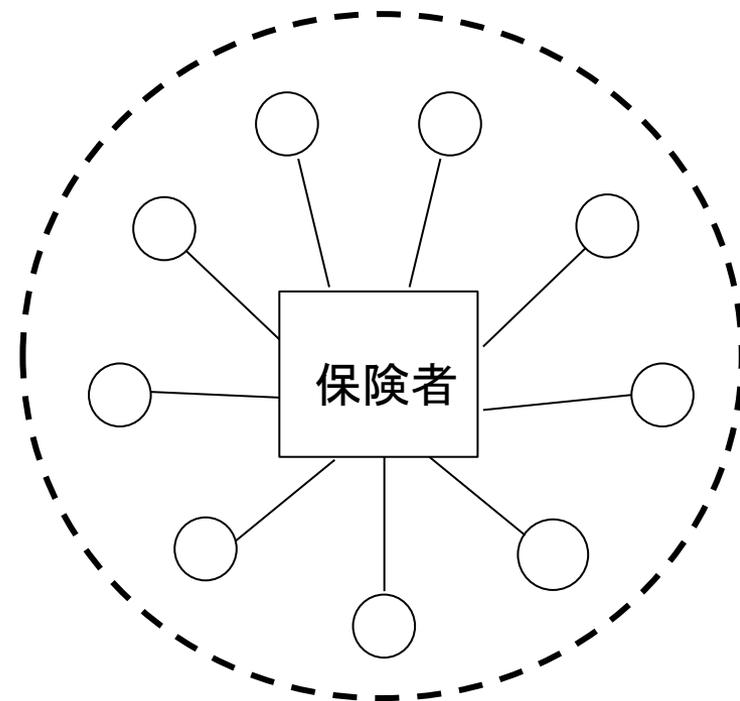
## 学生を対象とする保険制度の運営上のヒント

### 多数経済主体の結合様式

学生相互のコミュニケーションと  
大学連携に予防効果を期待



直接的結合



間接的結合

〔保険団体〕

おわりに

発達障害学生をどのように捉えるかは、「**日本の将来にとって重要な課題**」である。

発達障害学生を対象とする「**生きた制度としての保険対応**」を検討する意義は大きい。



発達障害学生と寄り添い、かれらの勉学研究を阻害するリスクと真摯に向き合ってほしい。

- 江澤雅彦 (2006)「保険と共済の「境界」について」
- 勝野義人 (2016)「精神障害免責にする一考察」
- 全国大学メンタルヘルス研究会 (2016)  
『平成27年度 第37回全国大学メンタルヘルス研究会報告書』
- 全国大学メンタルヘルス研究会 (2015)  
『大学のメンタルヘルスの現状と課題、そして対策』
- 大学生協共済連 (2016)『からだところの健康相談 2015』
- 大学生協共済連 (2016)『大学生の病気・ケガ・事故 2015』
- 竹内吉和 (2014)『発達障害を乗り越える』
- 苗村育郎 (2016)「国立大学における発達障害を有する学生の頻度と諸問題」
- 奈良由美子 (2011)『生活リスクマネジメント』
- 藤本 昌 (2014)「学生の疾病・傷害の保障に関する考察」
- 水島一也 (1983)『現代保険経済』
- 安宅 勝弘 (2016)「自殺対策を指向した学生相談体制の充実に向けて」  
(大学院生の自殺の現状と東京工業大学における取り組み)
- 山口真実 (2016)『発達障害の素顔』
- 米澤 慶一 (2012)「発達障害について考える ー共に生きる社会の構築ー」
- 米山 高生 (2008)『物語で読み解くリスクと保険入門』
- 渡邊 慶一郎 (2016)「大学における発達学生に対する合理的配慮について」  
(発達障害学生に対する合理的配慮)」